

国保特定健診・後期高齢者健診 実施中!

WEB 1008655 特定健診に関すること

WEB 1008772 後期高齢者健診に関すること

特定健診・後期高齢者健診は、糖尿病・心筋梗塞・脳卒中などの生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化を防ぐことを目的とした健康診査です。健やかな毎日のために、年1回の健診を受けましょう。

対象者

【特定健診】

40歳以上のあま市国民健康保険被保険者(昭和26年7月1日から昭和62年3月31日までに出生)

※5月下旬に「特定健康診査受診券」(クリーム色の封筒)を送付しています。

【後期高齢者健診】

後期高齢者医療被保険者(昭和26年6月30日までに出生)

※5月下旬(令和8年4月から6月までの間に75歳に達した方は誕生月の翌月末)に「後期高齢者医療健康診査受診券」(うす紫色の封筒)を送付しています。

健診期間 10月31日(土)まで

健診料 無料

受診方法 指定医療機関へ予約し、健診当日は①受診券と②マイナ保険証(マイナンバーカード)または資格確認書の2点を持参して受診してください。

健診期間の後半は混み合いますので、今のうちの受診がおすすめです。

指定医療機関はこちら



※ あま市国民健康保険または後期高齢者医療の資格がない方は、受診できません。

※ 詳細は受診券同封の案内リーフレットをご覧ください。

●受診券を紛失・汚損等した場合は、再交付が可能です。

右の二次元コードから電子申請ができます。即日交付をご希望の方は、事前にお問い合わせのうえ、保険医療課の窓口までお越しください。

特定健診
受診券再交付



後期高齢者健診
受診券再交付



問 保険医療課(保健事業グループ) ☎462・6683

母子・父子家庭医療費受給者証の更新のご案内

母子・父子家庭医療費受給者証の更新案内を7月末に送付しますので、8月3日(月)以降に手続きをしてください。令和8年度の本人所得が限度額に達しない方で、引き続き該当すると判断した方には、11月以降を有効期間とした受給者証を送付します。

また、以前に所得超過で非該当となった方のうち、令和7年中の本人所得額(※)が下表の限度額に達しない方は、申請により受給対象となりますので、10月1日(木)から11月30日(月)の間に申請をしてください。

所得限度額早見表

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人
本人所得(※)	うち老人扶養親族等の数					
	0人	208万円	246万円	284万円	322万円	360万円
	1人		256万円	294万円	332万円	370万円
	2人			304万円	342万円	380万円
	3人				352万円	390万円
	4人					400万円

(※) 所得額に、令和7年1月から12月までの養育費の8割を合算した額

問 保険医療課 ☎444・3168